平塚市敷地共同化推進事業支援制度要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、自らの敷地の共同化を推進することにより、土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新の誘導を図り、もって平塚駅周辺地区の活性化を図ろうとする権利者に対する支援（以下「支援」という。）について、補助金等の交付に関する規則（昭和５４年規則第４号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　権利者　次条に規定する対象区域内の土地又は建物の所有権等を有する者をいう。

（２）　共同化　次条に規定する対象区域内の２以上の敷地において、２人以上の権利者が建物を一体的に整備し、かつ、利用することをいう。

（３）　アドバイザー　権利者に対し、市街地の整備等の専門的な見地から、共同化に関する助言及び指導等を行うことについて適当と市長が認めた者をいう。

（４）　補助金　共同化を目指す２人以上の権利者の活動経費に対する補助金をいう。

２　前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語は、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）及び建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）において使用する用語の例による。

（対象区域）

第３条　支援を行うことのできる区域は、別図に定める区域とする。

（事前相談）

第４条　支援を希望する者は、市長に対し、共同化の内容について事前に相談しなければならない。

２　市長は、前項の相談に当たって、必要な支援について情報提供、助言又は指導を行うものとする。

（派遣対象者）

第５条　アドバイザー派遣の支援を受けることができる者（以下「派遣対象者」という。）は、共同化を検討する権利者とする。

（派遣内容）

第６条　市長は、派遣対象者に対し、１回につきアドバイザーを２人まで派遣することができる。

２　同一の派遣対象者に対する派遣回数は、通算１５回を限度とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

（派遣申請）

第７条　派遣対象者は、市長に対し、アドバイザー派遣申請書（第１号様式）を提出するものとする。

（派遣決定）

第８条　市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査の上、派遣の可否を決定するものとする。

２　市長は、前項の規定によりアドバイザーを派遣すべきものと決定したときは、適任と認めるアドバイザーに対し、アドバイザー派遣申請に係る依頼書（第２号様式）を送付するものとする。

３　アドバイザーは、前項の規定により送付を受けた依頼内容を承諾するときは、市長に対し、アドバイザー派遣申請に係る依頼内容承諾書（第３号様式）を提出するものとする。

４　市長は、前項の規定により提出を受けたときは、派遣対象者に対し、アドバイザー派遣決定通知書（第４号様式）を送付するものとする。

５　市長は、本事業の目的を達成するため必要があると認めるときは、第１項の規定

による派遣の決定に際し、必要に応じ条件を付すことができる。

６　市長は、アドバイザーを派遣することにより、平塚駅周辺地区の活性化に寄与すると認めるときは、派遣対象者に対し、前条に定める派遣申請の有無にかかわらず、アドバイザーを派遣することができる。この場合において、アドバイザーの派遣の決定は、第２項から前項までの規定によるものとする。

（実績報告）

第９条　アドバイザーは、市長に対し、派遣先の派遣対象者への助言及び指導の内容について、派遣が終了した日から１４日以内に、アドバイザー派遣実績報告書（第５号様式）により報告しなければならない。

（派遣料）

第１０条　市長は、アドバイザー派遣実績報告書によりその業務の完了を確認したときは、アドバイザーに対し、派遣料を支払うものとする。

２　派遣料の額は、１回の派遣ごとに、アドバイザー１人あたり１時間１５，０００円とする。

（派遣決定の取消し）

第１１条　市長は、アドバイザーの派遣決定後に派遣対象者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、派遣の決定を取り消すものとする。

（１）　偽りその他不正の手段によりアドバイザーの派遣を受けたとき。

（２）　活動を中止したとき。

（３）　この要綱その他法令等の規定に違反したとき。

（４）　市長の指示に違反したとき。

２　市長は、前項の規定により派遣を取り消した場合には、アドバイザー派遣決定取消通知書（第６号様式）により通知するものとする。

（守秘義務）

第１２条　アドバイザーは、職務上知り得た秘密を他に漏洩してはならない。これ

は、その職を退いた後も同様とする。

（補助対象者）

第１３条　補助金の支援を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、共同化を検討する２人以上の権利者とする。

（補助内容）

第１４条　補助金の額は、２０万円を限度とし、予算の範囲内で補助するものとする。

２　前項の補助金について、同一の補助対象者が補助を受けることができる期間は、通算３年度を限度とする。

３　補助対象は、補助対象者が実施する共同化の活動に要する経費のうち、次の各号のいずれかとする。

（１）調査研究に要する経費

（２）活動に要する経費

（３）広報活動に要する経費

（補助金の交付申請）

第１５条　規則第５条に規定する補助金の交付申請は、敷地共同化推進事業補助金交付申請書（第７号様式）により行うものとする。

（補助金の交付決定の通知）

第１６条　規則第７条の規定による補助金の交付決定の通知は、敷地共同化推進事業補助金交付決定通知書（第８号様式）により行うものとする。

（事業計画の変更の申請等）

第１７条　規則第８条第１項の規定による事業計画の変更申請は、敷地共同化推進事業変更承認申請書（第９号様式）により行うものとする。

２　市長は、前項の規定による申請を受けたときは、事業計画の変更について審査の

上、敷地共同化推進事業変更承認決定通知書（第１０号様式）により、その結果を補助対象者に通知するものとする。

（状況報告）

第１８条　規則第１０条の規定による状況報告は、敷地共同化推進事業状況報告書（第１１号様式）により行うものとする。

（実績報告）

第１９条　規則第１１条第１項の前段の規定による実績報告は、活動後速やかに、敷地共同化推進事業実績報告書（第１２号様式）により行うものとする。

（補助金の額の確定通知）

第２０条　市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、補助対象者に対し、補助金交付の可否について、敷地共同化推進事業補助金額確定通知書（第１３号様式）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第２１条　補助対象者は、前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、市長に対し、敷地共同化推進事業補助金請求書（第１４号様式）により補助金を請求するものとする。

２　市長は、前項の規定により請求があったときは、その内容を審査し、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第２２条　市長は、補助金の交付決定後に補助対象者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

（１）　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（２）　補助金を他の用途に使用したとき。

（３）　補助対象事業を廃止したとき。

（４）　この要綱その他法令等の規定に違反したとき。

（５）　市長の指示に違反したとき。

２　前項の規定は、補助金の交付後においても適用するものとし、当該補助金の交付決定を取り消したときは、敷地共同化推進事業補助金交付決定取消通知書（第１５号様式）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第２３条　市長は、前条第２項の通知を行った場合には、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとし、補助対象者はこれに直ちに応じるものとする。

２　規則第１４条及び前項の規定により補助金の返還を命ずるときは、敷地共同化推進事業補助金返還通知書（第１６号様式）により行うものとする。

（補助対象者からの排除）

第２４条　市長は、平塚市暴力団排除条例（平成２３年条例第９号）第８条に規定する必要な措置として、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としないものとする。

（１）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

（２）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する同法同条第２号に規定する暴力団

（３）　法人であって、代表者又は役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

（４）　法人格を持たない団体であって、代表者が暴力団員に該当するもの

２　市長は、補助対象者が前項各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

３　市長は、必要に応じて、神奈川県警察本部長に対し、補助対象者が第１項各号のいずれかに該当するか否かの確認を行うことができる。

（その他）

第２５条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和５年７月１日から施行する。

（有効期限）

１　この要綱は、令和８年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の予算に係る補助金については、この要綱は同日後もなおその効力を有する。

附　則

この要綱は、令和５年１１月１５日から施行する。

附　則

１　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

２　この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前までに第８条の規定に基づく派遣決定を受けた者に対するアドバイザーの派遣回数については、この要綱による改正後の第６条第２項の規定を適用する。この場合において、当該者がすでに改正前の第６条第２項の規定により派遣されているときは、その派遣回数を差し引いた回数を限度とするものとする。
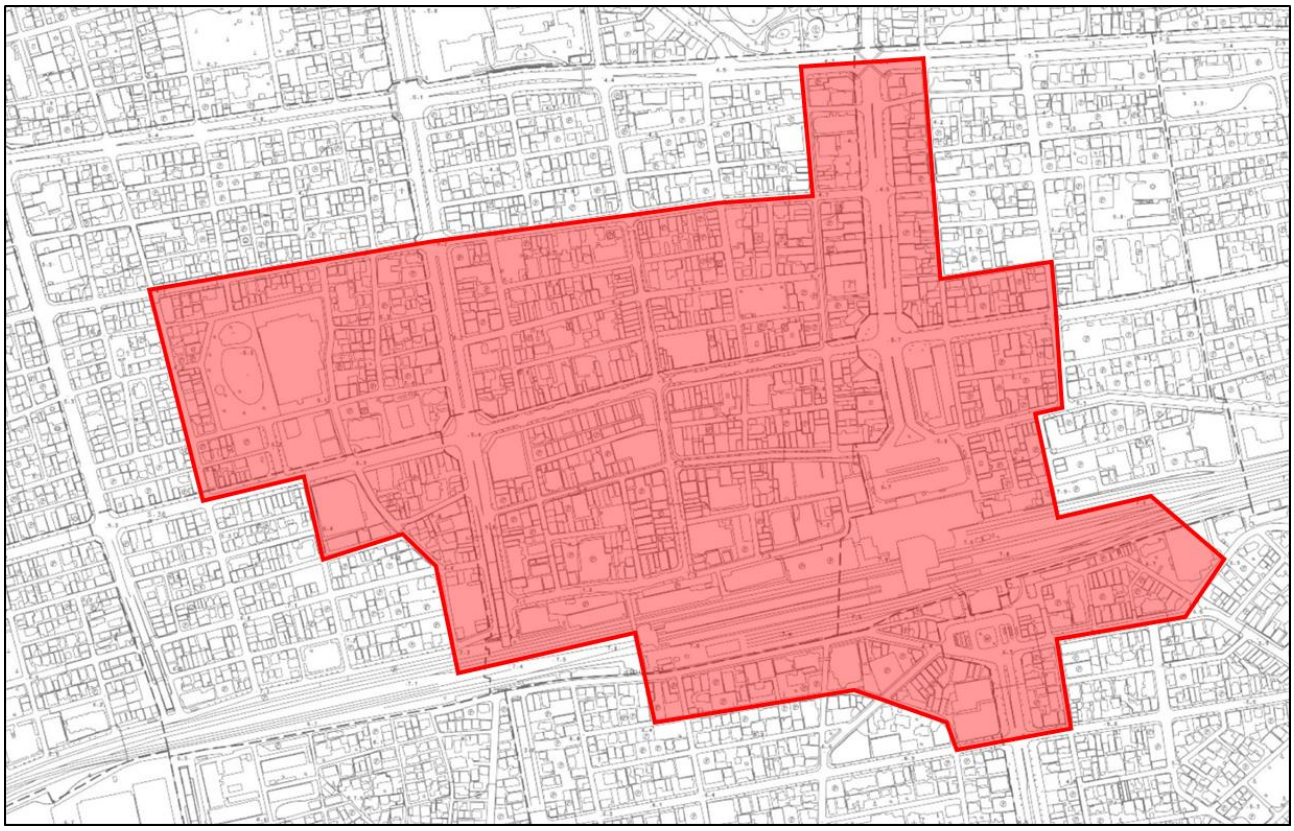
第３条別図